

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(4)

平成29年6月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

第1 原告準備書面（4）について

1 「1 請求原因事実の追加」について

（1）（1）項について

第1段落（「本件雑誌記事」～「書かれている。」）につき、本件雑誌記事に原告池田修一指摘の記載があることは認める。

第2段落及び第3段落（「この部分では」～「読み取ることはできない。」）は争う。

「チャンピオンデータで議論を進める」というのは、N=1であるにもかかわらず、その結果をもとに議論を進めることを指す。

「捏造」の表現については、被告村中璃子準備書面（2）第2及び第3で述べたとおりである。

第4段落（「なお」～「書いている。」）について、本件ウェブ記事（甲2）に原告池田修一指摘の記載があることは認める。

（2）（2）項について

争う。

被告村中璃子準備書面（3）8頁2項で述べたとおり、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」との結論は、「存在しない研究結果等」であり、また、「事実でない事」である。

2 「2 名誉毀損の対象となる行為について」について

原告池田修一の主張は争う。

第2 反訴答弁書（平成29年5月26日付け）第2について

本件雑誌記事（反訴状別紙記事目録記載（1）の記事）中の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述に関し、確認の利益が失われたことは争わない。その余は否認ないし争う。

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、反訴状別紙記事目録記載（1）ないし（5）の一連の記事に関し、名誉毀損の対象とするのか、釈明を求めた（平成28年12月6日付け求釈明書（1））。

これに対し、平成28年12月22日、原告池田修一は、被告村中璃子に対し、「本件訴訟において、今のところ、訴状記載の請求原因事実以外に、請求原因を追加する予定はありません。」とFAXで回答し（丙28）、今後請求原因を追加する可能性を留保したが、平成29年4月11日の期日において、訴状記載の請求原因事実以外に、本件雑誌記事の42頁4段目の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記載に関し、請求原因を追加する予定である旨陳述した。

反訴状第2の1（1）ないし（5）の一連の記事に関し、原告池田修一に対する名誉毀損が成立するものではなく、被告村中璃子が原告池田修一に対して損害賠償債務を負うことはない。

しかしながら、原告池田修一は、被告村中璃子に対する名誉毀損訴訟（本訴）を提起しているのみならず、反訴状別紙記事目録記載（1）ないし（5）の一連の記事に関し、平成29年4月11日の期日において、訴状記載の請求原因事実以外に、請求原因を追加する予定である旨陳述した上、現に、本件雑誌記事（反訴状別紙記事目録記載（1）の記事）中の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述に関して名誉毀損であるとして請求原因事実を追加している（原告準備書面（4））。

一方で、原告池田修一は、反訴状別紙記事目録記載（１）ないし（５）の一連の記事（反訴状別紙記事目録記載（１）の記事中の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述を除く）に関し、「名誉毀損に基づく損害賠償請求をすると告げたこともない」（反訴答弁書２頁７～８行）と主張するのみであって、今後名誉毀損に基づく損害賠償請求をする意思がないことを明示的に表示していない。

以上の事実経過からすれば、反訴状別紙記事目録記載（１）ないし（５）の一連の記事に関し（反訴状別紙記事目録記載（１）の記事中の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述を除く）、原告池田修一が今後名誉毀損に基づく損害賠償請求をする意思がないことを明示的に表示しない限り、請求原因が追加される危険が現に存在しているものと解すべきであり、確認の利益が認められる。

求釈明事項

被告村中璃子は、原告池田修一に対し、反訴状別紙記事目録記載（１）ないし（５）の一連の記事に関し（反訴状別紙記事目録記載（１）の記事中の「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との記述を除く）、原告池田修一が今後名誉毀損に基づく損害賠償請求をする意思があるのか否か、明確にするよう求める。

以 上